

令和5年度施設サービス に対する運営指導について

- ・介護老人福祉施設
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護を含む）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

京都市保健福祉局監査指導課

1 令和5年度運営指導の実施方針

(1) 基本方針

<主眼>

- 介護サービス事業者の育成・支援
- 介護保険制度への
信頼維持、利用者保護

<主な視点>

- ① 法令が遵守されているか
- ② 適正な保険給付がなされているか
- ③ 利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか
- ④ 適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントがしっかりできているか
- ⑤ 個人情報管理が適正か
- (⑥ 経過措置事項の取組状況)

(2) 運営指導の実施頻度

＜介護老人福祉施設＞ ※指導監査含む

○ 令和4年度からの変更点

- ・原則として3年に1回の頻度で実施
- ・書面による一般監査の規定の廃止

(事前提出資料は運営指導を行う年度のみ)

<介護老人保健施設、介護医療院>

- 事業者当たり概ね3年に1回の頻度で実施

<各施設の併設居宅サービス>

- 併設居宅サービスは指定期間内(6年)に少なくとも1回は実地にて行う

2 令和5年度運営指導の実施結果

(1) 実施期間

令和5年7月20日～令和6年3月22日

(2) 運営指導を行った施設数

	施設のみ	施設及び併設	(併設内訳)								
			訪介	訪り	通介	通り	短生	短療	居支	予支	その他
介護老人福祉施設	7	27	4	—	12	—	17	—	9	3	10
介護老人保健施設	1	11	—	6	1	9	—	10	4	—	2
介護医療院	1	3	—	1	—	—	—	2	—	—	—

* 介護予防サービス、総合事業を除く

3 施設サービスの主な指摘事例

※詳細な指摘事例については、各サービスごとの説明資料をご覧ください。

1 人員に関する基準

勤務体制の確保

<勤務表について>

- 常勤・非常勤の別、職種等が記載されていない事例
 - 併設の事業所の職員等と兼務しているが、勤務表にはそれぞれの勤務時間を分けて記載されていない事例
- ← 原則として、事業所ごと・月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある

2 運営に関する基準

(1) 重要事項の説明等 その1

<運営規程と重要事項説明書の記載内容の不整合>

- 運営規程と重要事項説明書に記載している利用定員、職員の職種・員数や利用料金等の記載内容が異なっている事例
 - ← 運営規程と重要事項説明書の記載内容は整合させる必要がある
- 職員配置の員数について、実態と整合していない事例
 - ← 員数に変動があることを踏まえ、「○人以上」と記載しても差し支えない（運営規程、重説とも）

(1) 重要事項の説明等 その2

運営規程<主な定めるべき重要事項>

- ア) 施設の目的及び運営方針
- イ) 職員の職種、数及び職務の内容
- ウ) 入所者定員
- エ) 処遇の内容及び費用の額
- オ) 施設の利用に当たっての留意事項
- カ) 緊急時等における対応方法
- キ) 非常災害対策
- ク) 虐待防止(経過措置(令和5年度まで))
- ケ) その他施設の運営に関する重要事項
(身体的拘束の手続き等)

(2) リスクマネジメント その1

<防災対策の主な留意事項>

○消防用器具・設備の定期点検

法定点検(機器・総合(届))、自主点検

○連絡・避難体制

○防火管理者・消防計画

消防署への届、夜間体制、地震・風水害等

○消火・避難訓練(年2回、うち1回は夜間想定)

○水・食料の備蓄

○訓練への地域住民の参画(努力義務)

○BCP(業務継続計画)の策定

(2) リスクマネジメント その2

<防災対策 避難訓練等の実施>

- 防災訓練としては、①通報訓練、②消火訓練、③避難訓練等があるが、特に②及び③については、年2回以上実施し、うち、1回以上は夜間又は夜間想定（併設通所サービスとの兼ね合いに注意。通所サービスでは昼間想定）の訓練を行う必要がある。
- ← 年2回以上のうち、1回は所轄の消防署に協力を依頼し、実施する
- ← 消防設備の使用方法や机上の研修も重要だが、必ず訓練を実施し、実施状況を記録する必要がある
- ← 他の訓練に振り替えても消火訓練、避難訓練は年2回以上必要
- ← 非常災害に備えて、消防計画を職員に周知する

(参考)～避難訓練等の実施記録のポイント！～

【記載項目】

- 事業所名
- 訓練種別(避難訓練・消火訓練・その他)
- 実施日時
- 場所
- 参加者(人数、氏名等)
- 写真があればなお良し

※ 複数の事業所が合同実施する場合は、各事業所の参加状況が分かるように記載する

○ 訓練概要 (例)

- 訓練想定(昼間・夜間の別、出火場所(消火訓練の場合) 等)
- いつ、誰が、どこで、どのように対応したか(5W1Hをしっかりと！)
- 消防署の参加有無
- 訓練の振り返り、消防署からの指導内容 等

実施状況が不明瞭な記録が散見されます。

次回以降の改善に生かすためにも、左記の項目を参考に、具体的に内容を記録してください。

記録は施設の財産！

(3) 利用者本位のサービスの提供

<人材育成：必要な研修の実施>

- 権利擁護及び虐待防止に関する研修や事故発生防止に関する研修、感染症及び食中毒に関する研修等を実施していない事例

事故発生の防止に関する研修	年2回以上 及び新規採用時
感染症及び食中毒及びまん延防止のための研修	
身体的拘束等の適正化のための研修	
権利擁護及び虐待防止に関する研修	

- ← 研修を複数回実施する等、可能な限り多くの職員が研修に参加できるように工夫する
- ← 「身体拘束等の適正化のための研修」については、実施していない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象になりうるため、注意が必要
- 年間の研修計画は策定しているが、研修委員会やリーダー会議等による検討が行われておらず、担当者個人任せになっている事例
 - ← 職員の意見も反映した年間研修計画を作成し、計画的に研修を実施し、実施した際は記録を残す

3 処遇に関する基準

(1) 施設サービス計画に関すること

＜入所者・家族への説明、同意、交付＞

- 施設サービス計画を作成、変更したが、入所者・家族への説明、同意、交付が書面上、確認できない事例
- 施設サービス計画の同意が、代筆者名になっている事例。また、続柄が記載されていない事例

← 例示：施設サービス計画の下段に次のような欄を設ける

施設サービス計画について説明を受け、同意し、受領しました

説明・同意・交付日 年 月 日 入所者氏名 _____

代筆者名 _____ 続柄(_____)

- 施設サービス計画原案が、入所日当日に作成されていない事例
- ← 入所前のアセスメントに基づき原案を作成し、サービス担当者会議を実施し、入所日には本人、家族に説明し、同意を得て交付する

(2) 身体拘束に関すること その1

<経過観察の記録が不十分>

- 身体拘束を継続する場合にカンファレンスを開催しているが、「日々の心身の状態等の観察・再検討結果」欄への記載が少なく、緊急やむを得ない理由が不明瞭な事例
 - ← 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、必ず三要件(切迫性、非代替性、一時性)を確認し、緊急やむを得ない理由を明確に記録しておくこと
 - ← 拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録しておくこと

<研修記録の不備>

- 身体的拘束等の適正化のための研修については、定期的に(年2回以上)実施する必要があるが、実施したものの、その概要(研修内容・実施日時・出席者等)を記録し、保管していなかった事例
 - ← 研修の実施が確認できるように記録や研修資料を保管すること。

(2) 身体拘束に関すること その2

<身体的拘束の適正化のための指針>

- 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目が不十分
← 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 事故報告・事故防止対策

<事故発生の防止のための指針>

○ 事故発生の防止のための指針に盛り込むべき項目が不十分

← 「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと

- ① 介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 等

(4) 衛生管理

<施設内の環境管理>

○ 洗剤や漂白剤、薬品などが、入所者の手の届く場所に置かれている事例

← 手の届かない場所や施錠できる場所で保管する

※入所者が洗剤等を誤飲する事故が多く発生しています！

<調理室関係>

○ ねずみ・昆虫等の駆除を定期的に(半年に1回以上)実施していなかった事例

← 給食委託業者への委託内容を確認する

○ 加熱調理した食品を2時間以内に喫食していなかった事例

○ 調理従事者に定期的な検便検査を受けさせていなかった事例

← 調理従事者は、臨時職員も含め、月に1回以上の検便検査を実施する

4 報酬(加算)に関する基準

(1) 介護給付費(加算)の算定 その1

<栄養マネジメント強化加算>

- 入所者ごとに観察(ミールラウンド)したことが記録上不明瞭な事例。
- 栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や、食事の観察の際に特に確認すべき点を記載していない事例。

← 当該加算については、入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、食事の観察を週3回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事の摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足度、嗜好を踏まえた食事の調整や姿勢、食具、食事の介助方法等の食事の環境整備等を実施することとされている。

(1) 介護給付費(加算)の算定 その2

<療養食加算>

- 貧血食を提供しているが、療養食加算としての算定要件を満たしているかどうかの確認が漏れていた事例
 - ← 入所者の状況を判断し療養食を提供しており、そのこと自体は問題ないが、加算の対象となるかどうかのチェックは必要

- 療養食としての基準を満たさない食事を提供していた事例
 - 減塩食について総量6.0g未満の必要があるが、超えている 等
 - ※月平均ではなく、一日ごとに6.0g未満の必要あり。
 - (6.0g 以上の日は療養食加算の算定不可！)
 - ← 業者が献立等を作成している場合でも、施設の栄養士が確認する

(1) 介護給付費(加算)の算定 その3

<介護職員処遇改善加算>

- 介護職員処遇改善計画書について、すべての従業者に周知していなかった事例

<介護職員等特定処遇改善加算>

- 介護職員等特定処遇改善計画について、すべての従業者に周知していなかった事例

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

- 介護職員等ベースアップ等支援計画について、すべての従業者に周知していなかった事例

← それぞれ、計画書の内容を職員に周知しなければならない

※ 令和6年度報酬改定により「介護職員等処遇改善加算」として一本化された

4 留意事項

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報

運営指導時に、本市に未報告の虐待事案を覚知することがあります。
高齢者虐待防止法により、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに本市に通報する義務があります。
このような場合には、必ず介護ケア推進課(213-5871)に御一報ください。

○ 高齢者虐待防止法(抄)

第21条(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(2) 令和3年度報酬改定における経過措置期間が 令和6年3月31日で終了したもの

① 栄養管理

※ 未実施減算あり

② 口腔衛生の管理

③ 認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置

※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係資格を有さない者が対象

④ 業務継続計画の策定

※ 計画(感染症・災害)、研修(年2回以上＋新規採用時)、
訓練(年2回以上)

※ 業務継続計画未策定減算あり

※ 要件を満たすことによりR7年3月末まで減算適用されない

⑤ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

※ 委員会(3月に1回以上)、指針、研修(年2回以上＋新規採用時)、訓練(年2回以上)

(2) 令和3年度報酬改定における経過措置期間が 令和6年3月31日で終了したもの

⑥ 虐待の防止

運営規程、委員会(定期)、指針、研修(年2回以上+新規採用時)、担当者

◆虐待防止の指針に盛り込むべき項目

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

※高齢者虐待防止措置未実施減算あり

(2) 令和3年度報酬改定における経過措置期間が 令和6年3月31日で終了したもの

⑥ 虐待の防止

※ 運営規程、委員会(定期)、指針、研修(年2回以上+新規採用時)、
担当者

→委員会の開催について

虐待防止対策委員会は身体的拘束適正化の委員会等とメンバー
が重なることが多いため、一体的に開催して差し支えないが、それぞれの委員会における役割が果たされるようにするなど、委員会の運
営に留意すること。(議事録もそれぞれの委員会の役割が果たされて
いることが分かるよう記録すること。)

御清聴ありがとうございました